

政策評価法に基づく基本計画及び平成14年度実施計画について

資料4 - 1 農林水産省政策評価基本計画（案）

資料4 - 2 農林水産省政策評価実施計画（案）

参考1 研究開発の評価体系のイメージ図

参考2 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の概要

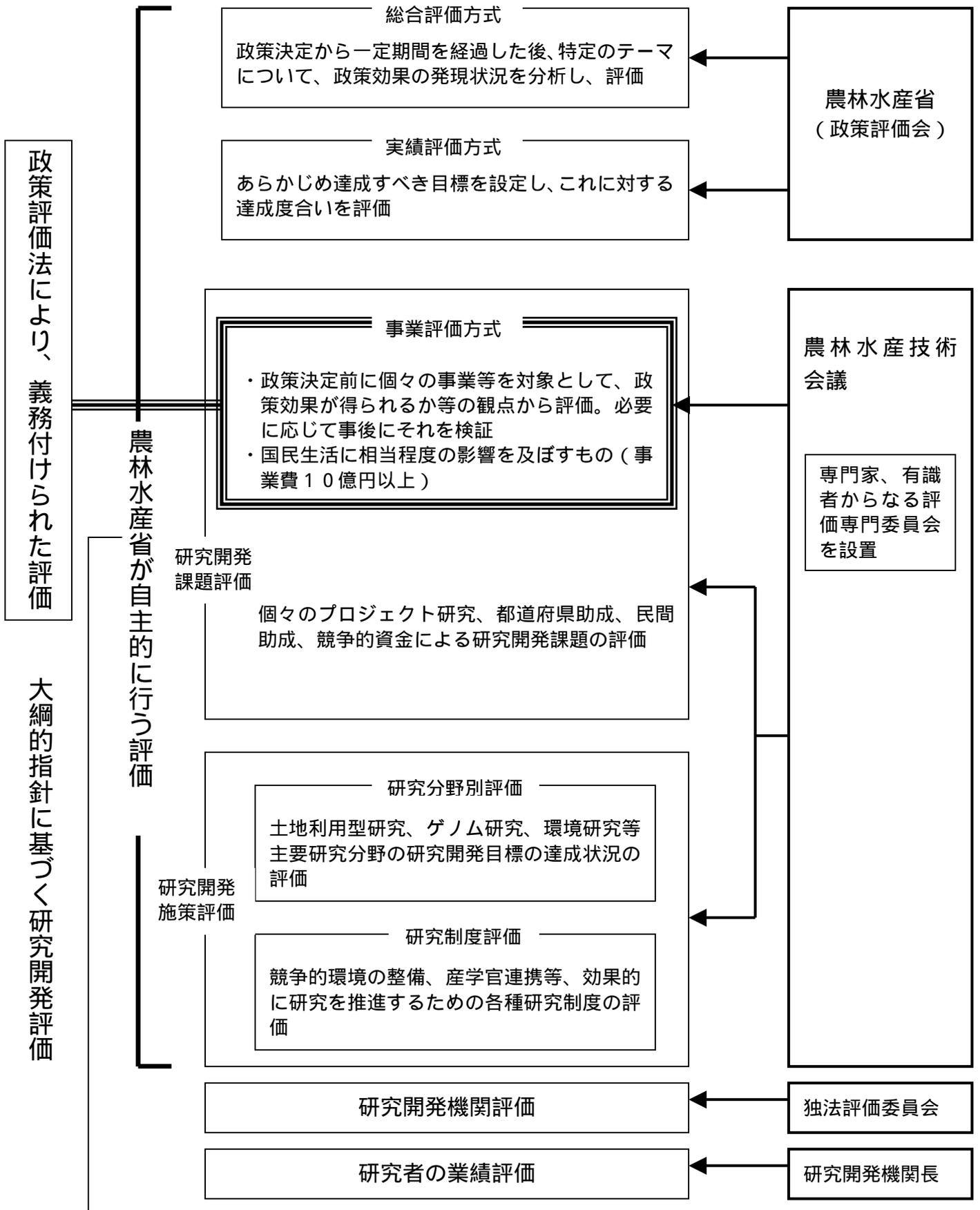
# 研究開発の評価体系のイメージ図

(参考1)

- 大綱的指針、政策評価法との関係 -

政策評価法は、行政機関が所掌する全ての政策を対象とする。

評価主体  
(学識経験者等の活用)



## 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の概要

### 1 概説

本年4月から施行される「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下「政策評価法」)においては、

事後評価が義務付けられる未着手、未了の政策について、その期間(法第7条)

事前評価が義務付けられる個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助等の政策の範囲(法第9条)

を政令により定めることとされた。特に については、事前評価手法が開発されているもののうち、国民生活・社会経済への影響が大きい政策又は費用が多額な政策について規定することとされている。

### 2 政令の内容

事後評価の義務付け対象

- ・政策決定から5年経過後においても未着手である政策
- ・政策決定から10年経過後においても未了である政策

事前評価の義務付け対象

#### (ア)研究開発

- ・事業費10億円以上の個々の研究開発(人文科学のみに係るものを除く。)

#### (イ)公共事業

- ・事業費10億円以上の個々の公共事業(施設の維持・修繕に係る事業及び災害復旧等を除く。)

#### (ウ)政府開発援助

- ・事業費(供与限度額)10億円以上のプロジェクト関連の個々の無償資金協力
- ・事業費(供与限度額)150億円以上のプロジェクト関連の個々の有償資金協力(政府開発援助については、下記省令により施行が1年間猶予される予定。)

ただし、「事前評価を行わないことについて相当の理由があるもの」については、総務省と所管省庁の共同の省令により除外することができる。

(参考) 政策評価法による評価義務づけ対象と農林水産省政策評価基本計画案の範囲の比較

評価の時点	政策評価法	農林水産省政策評価基本計画案
政策決定前 (注1) (注2)	<u>事業費10億円以上の</u> 個々の公共事業 研究開発課題	全ての 個々の公共事業 研究開発課題
事後評価 (注3)	主要な政策について <u>3～5年に</u> <u>1度評価(実績評価)</u> 未了の事業について、政策決定後 (ア) <u>5年目に未着手</u> 又は (イ) <u>10年目に未了</u> である場合に <u>限って</u> 評価	全ての主要な政策について <u>毎年評価</u> (実績評価) 未了の公共事業について、 <u>5年ごと</u> に評 価 <u>加えて完了後 概ね5年後に</u> 評価 '未了の研究開発課題については <u>中間 評</u> <u>価(2～4年ごと)を実施 加えて 終了時に評</u> 価

(注1) 公共事業とは、施設の維持管理・災害復旧等の事業は含まれない。

(注2) 政策評価法においては、事業規模10億円以上の無償資金協力プロジェクト及び事業規模50億円以上の有償資金協力プロジェクトについて評価を義務づけているが、当省には該当する政府開発援助プロジェクトは存在しない。

(注3) 例えば政策決定後4年後に着手され、着手後10年後(政策決定後14年後)に完了した事業については、政策評価法の下では政策決定から10年後に一度未了の評価を行うだけであるが、当省においては、政策決定後5年後・10年後の期中の評価と事業完了後概ね5年後の完了後の評価の計3回の評価を行うこととなる。